

能の曲目編成法

山崎樂堂

1885-1944

配曲の準據

能をはじめ素謡・囃子・仕舞など、總じて數曲の連演には序破急の推移その當を得べきやう按配すること、藝術の上からも故實の上からも極めて緊要な條義である。

而して催演の目的や種類により、やうやく二三番か三四番、また四五番とか六七番、あるひは十數番に及ぶもあつて、それら様々な編列成順に應ずる最上の方法は、今昔に通じた原理原則を確把するのが唯一の用意でなければならぬ。

それにつけ、古來の演能番組を尋ねてみるに、先づ曲數が時代によつて頗る出入し、一定の法式を容易に捉へ難いが、ともあれ一應は眺め降して、それから後の穿鑿となるであらう。

乃ち概覽するところ、觀阿彌世阿彌の創成時代は四五番に過ぎなかつたのが、斯樂の昌行に伴つて次第に數を増し、室町末から桃山期へかけて最も多く算へる。戰亂時代に當然衰微した筈を斯くも多いのは、演技手法が甚しく簡疎に奔つて、演奏時間の著しい短縮を招いたものと考へられる。

江戸時代に入つて藝型制式が煩鎖なまで整備するに連れ、前時の如き多曲の番組は稀になつた。併し何しろ泰平三百年の全盛つゞきとて、太催に七八番程度ならば珍らしくはない。さうしてそこに注目せられるのは、たとひ多數の演曲でも配列は大體に規律を保つて、室町末や桃山期のやうな失秩放漫でない。これは基數を超えてもなほ五番立の格法に準據し、當代に於ける藝道典軌の嚴正を語るものである。

明治維新直後の廢退期は敢て問はず、芝山内に紅葉山舞臺が建つてからは、再び略ぼ江戸時代に復つて正式五番立、もしくは五番以上の番組も見られ、爾來各流諸會も概ね五番立の規格を守つてゐた。然るに、近年催能の益々頻繁なるに制せられて、一般の常會は三番を通例とし、時に多くて四番少なきは二番、なほ特に一番會すらあり、五番立は式能か別會かに限られるやうになつた。

此の五番を正規の番組曲數と立てる事は舊くより、演曲に「初、二、三、四、五」の五順を劃して、之れに「神、男、女、狂、鬼」の五種を配する襲例に由る。尤もそれは江戸時代に番組形式を律正する必然の要請から、曲順曲種の劃分配屬を整頓したのに重因ありとしても、その律正し整頓

する根據は遠く創成時代の理則に遵つてゐるのである。

爰に世阿彌の所説を窺へば、『花鏡』の「序破急の事」の條に、

「凡そ昔は能數四五番に過ぎず、さるほどに五番目は必ず急なりしかども、」

とあつて、觀阿世阿の初期までは順當の五番立を常態とし、乃ち五番目が切能だつたところ、彼の晩年よりすでに曲數を増したので、

「當時はけしからず能數多ければ、早く急になりては急が久しくて急ならず、能は破にて久しかるべし。破にて色々を盡して、急はいかにも唯一きりなるべし。」

と、斯かる演行にも序破急の按配を失せざるべき處置を教へてゐる。

現今の催能に五番以上は殆ど絶無の狀であるが、素謡・囃子・仕舞などには多曲のものも多く、それらの編成に「破にて久しかるべし」——増すべくば二番目以後終番以前にし、「急は唯一きりなるべし」——終りを結ぶに切物一番を以つてする、これが最も肝要の旨諦である。また五番以下の寡數番組も全く同じ要諦に適從すべく、即ち減曲は破の間で行つて、切一番に必ず急曲を据ゑる、と心得るに在る。

詮ずるところ、五番立番組がどこまでも基準となるのであつて、その演順「初、二、三、四、五」に配せらるべき演種「神、男、女、狂、鬼」も、世阿彌の謂へる「祝言、修羅、女懸、物狂、鬼事」

に外ならない。

彼の「序破急」説（「花鏡」）に、

「脇の申樂、序なり。直なる本説の、さのみに細かになく、祝言なるが、正しく件りたる懸りなるべし。」

とは、初番（脇能）に典據の純なる、脚色の簡なるめでたき曲、これ汎く「神」と稱して神靈、又はそれに准ずべき天仙・佛體・帝王などを主役とせる脇能物である。（本格の番組には冠頭に翁を附けるので、其次なる初番曲は翁の脇に接する意より脇能の名を生じたが、引いて翁の有無に關はず初番曲を斯く呼ぶ。）

「二番目の申樂は、脇の申樂にはかはりたる風體の、本説正しく強^{ミツク}としたらんか、しとやかならん風體なるべし。」

と、二番目これも典據の確かな、併し脇能と違つて剛健また風雅な曲とは、總じて「男」に括める古今有名無名の男性で、中にも多く源平將士の靈を主役とした修羅物が本二番、他に略二番としてその過半は現在の男物（直直）である。

「三番目よりは破なり。これは、序の本風の直に正しき體を、細かなる方へ移し現はす體なり。」
右「序の本風の直に正しき」脇能乃至二番目の「細かになく」あるのを、「細かなる方へ移し現

はす」三番目は旨として「女」で、概ね優婉な有名無名の女性を主役とする鬘物、但し狂體や鬼體だと四番目か五番目に屬するが、狂女物は略三番に入り得られる。

「序と申すは自づからの姿、破は又それを和して註する釋の義なり。さるほどに、三番目より能は細かに手を入れて、物真似の有らん風體なるべし、その日の肝要の能なるべし。かくて四五番までは破の分なれば、色を盡して事をなすべし。」

この三番目から伎態の高潮すべき趣は、現に三四番物が最も興味饒かな、藝位も重い曲の聚群であり、殊に「物狂」を世阿彌は「此道の第一の面白づくの藝能」〔花傳書、物學條々〕とまで揚言してゐる。これ即ち四番目を代表する「狂」であつて、それに准すべき異常の男女は更なり、なほ引いて一般男物をも廣く包含せしめる。

「急と申すは舉句の義なり、その日の名残なれば限りの風なり。破と申すは序を破りて、細やけて色を盡す姿なり。急と申すは、又その破を盡す所の名残の一體なり。さるほどに、急は揉み寄せて、亂舞、働、目を駭かす氣色なり。」

と、かやうに切能は破の末を承けて「その破を盡す」なる轉遷の極、「亂舞、働、目を駭かす」は鬼神・妖魔・畜生の類を統ぶる「鬼」に恰當し、それらの諸曲が「名残の一體」として一會の終結を告げるのである。

曲順の署屬

前章に述べた基準に照らして番組配列を實地に案ずるとき、先以つて現行各曲の順位部屬を知つてゐねばなるまい。その心得の確かで明らかで豊かなほど、取捨分合の作略は自由に容易に巧妙に果されるわけである。よつて、以下これを追次に舉類掲記して行く。(流名略號。觀ハ觀世、寶ハ寶生、春ハ金春、剛ハ金剛、喜ハ喜多、梅ハ梅若。)

【初番目諸曲】

本脇能物 (正式の脇能なるにより「正脇能」シヤウワキノモノとも稱す)

イ 高 砂	イ 弓八幡	イ 志 賀	イ 淡 路
イ 代 主	イ 松 尾	イ 養 老	イ 御裳溜
(イ) 佐保山	(イ) 難 波 (觀・梅)	ロ 老 松	ロ 放生川
(ロ) 白樂天	ハ 鶉 祭	ハ 白 髭	ハ 大 社
ハ 寢 覺	(ハ) 難 波 (寶・喜)	(ハ) 鶴 龜 月宮殿	ハ 東方朔
は 源太夫	ニ 賀 茂	ニ 和布刈	ニ 竹生島
ニ 氷 室	ニ 逆 矛	(ニ) 玉 井	ニ 九世戸

(に)江島

ホ 嵐山

へ 西王母

へ 吳服

へ 右近

ト 繪馬

イ(イ)は神舞物カミマヒモノで、佐保山のみ女體、難波には^{アンニノ}天女之舞マヒもある。ロ(ロ)は眞シンノ序之舞物ウタノマヒモノ

で、白樂天之演序が^{ハシカイカウ}ワ半開口。ハは樂物ガクモノにして、舞マヒ働ハダラキ添ツひ、更に^{マヒ}天女之舞ハダラキの加はるもあり、

(ハ)も樂物で、^{マヒ}天女之舞ハダラキ又は^{サシゲノ}三マヒ段之舞添ツひ、はは單一の樂物である。ニ(ニ)は舞働物で

^{マヒ}天女之舞ハダラキもあるうち、玉井の舞働は特に靜か、且つ演序は^{マヒ}ワ半開口、には單一なる舞働物、

(に)は舞働物にして^{マヒ}樂ハダラキが添ツふ。ホは舞働のありさうなのが無く^{マヒ}て^{マヒ}三ハダラキ段之舞のみ。へは^{マヒ}太鼓ハダラキ

中之舞物チウノマヒモノ、なほ右近に破之舞ハノマヒも附く。トの繪馬は流儀による差違多く、觀世・梅若は^{マヒ}チ中ハダラキ之舞

(太鼓カヅラ入ハダラキ)に^{マヒ}神樂ハダラキ(幣捨ハイステ直リアト急キツ)、金剛は^{マヒ}三ハダラキ段之舞(太鼓カヅラ入ハダラキ)に^{マヒ}神樂ハダラキ(幣捨ハイステ)、寶生は^{マヒ}神舞ハダラキに^{マヒ}二ハダラキ段

神樂、喜多は^{マヒ}神舞ハダラキに^{マヒ}五ハダラキ段(總)神樂(但、小書能「女體」ノトキ觀世・梅若ト同様)となつてゐる。

—— 准脇能物 (本格の脇能ならぬも前項に准ぜらるゝ曲) ——

イ 道明寺

イ 富士山 (春)

(イ) 輪藏

ロ 岩船(寶・喜)

ロ 金札(寶・春)

(ロ) 富士山 (剛)

ろ 岩船 (春)

ハ 内外詣

イ(イ)は樂物で、イに^{マヒ}天女之舞ハダラキ、(イ)に^{マヒ}舞働ハダラキあり。ロは單一の舞働物、(ロ)も舞働物
なれど^{マヒ}天女之舞ハダラキ添ツひ、ろには何も無い。ハは異様にも^{マヒ}獅子舞物ハダラキ、そして^{マヒ}神樂ハダラキがある。

略脇能物（他部屬なるを略宜に初番位へ置き得る曲）

〔本五〕小鍛冶	〔本五〕合浦	〔本五〕國栖	〔本五〕大蛇
〔本五〕春日龍神	〔本五〕龍虎	〔本五〕大會	〔本五〕第六天
〔本五〕舍利	〔准五〕雷電	〔本五〕羅生門	〔本四〕咸陽宮
〔本五〕皇帝	〔本五〕鍾馗	〔本五〕昭君	〔本五〕鶻飼
〔本五〕泰山府君	〔本五〕張良	〔本五〕項羽	〔准五〕草薙
〔本五〕一角仙人	〔本四〕唐船	〔本四〕三笑	〔本四〕邯鄲
〔本四〕菊慈童	〔本四〕枕慈童（裏・梅）	〔本四〕天鼓	〔本三〕梅
〔本三〕草子洗	〔本三〕住吉詣	〔本三〕吉野天人	〔本三〕羽衣
〔准三〕葛城	〔准三〕龍田	〔准三〕三輪	〔本四〕卷絹
〔本四〕室君	〔本四〕鱗形	〔本四〕現在七面	〔本五〕絃上
〔本五〕來妻	〔本五〕海人	〔本五〕當麻	〔本四〕雨月
〔本四〕蟻通	〔本五〕山姥	〔本四〕木曾	〔本四〕鷺
〔本五〕猩猩	〔本五〕大瓶猩猩		

（右各曲の註解はそれ／＼本部屬の項に記すこととし、その本部屬を參照する手引に曲名上へ

略牒を附けた。〔本五〕ハ本五番目、〔切〕ハ切能、〔准五〕ハ准五番目、〔本四〕ハ本四番目、〔本三〕ハ本三番目、〔准三〕ハ准三番目。

【二番目諸曲】

——本二番物（本格の二番目物としては「修羅物」に限る）——

イ 田村

イ 屋 八 島

イ 箴

（イ）兼 平

ロ 忠 度

ロ 俊成忠度

ロ 經 正 政

ロ 通 盛

（ロ）清 經

（ロ）朝 長

（ロ）知 章

ハ 敦 盛

ハ 生田敦盛

ニ 實 盛

ニ 頼 政

ホ 巴

イ（イ）が平太物（イタタモノ）なるうち、イ三番は勝修羅（カチシユラ）と呼ばれるカケリ物。ロ（ロ）はいづれも公達物（オウダチモノ）であるが、なかにロはカケリ物（カケリモノ）（観世忠度は立廻（タテマワリ））、ハは中之舞物（ナカノマヒモノ）となつてゐる。（ロ）の清經を特に戀修羅（コヒシユラ）、ニ二番を老修羅（オウシユラ）と謂ふ。（ロ）の朝長は前シテが女性、ホの巴は全く女シテである。

——准修羅物（本格の修羅能ならぬも前項に准すべき曲）——

碇 潛（太鼓無）

斯く二番位の署屬に在つては、太鼓が無くてカケリ物である。

略二番物（他部屬なるを略宜に二番位へ置き得る曲）

〔本四〕木曾	〔本四〕安宅	〔本四〕盛久	〔本四〕春榮
〔本四〕楠露	〔本四〕櫻井	〔本四〕七騎落	〔本四〕仲光
〔本四〕元服曾我	〔本四〕小袖曾我	〔本四〕小督	〔本四〕蘆刈
〔本四〕高野物狂	〔本四〕土車	〔本四〕藤永榮	〔本四〕自然居士
〔本四〕東岸居士	〔本四〕花月	〔本四〕放下僧	〔本四〕大佛供養 奈良詣
〔本四〕錦戸	〔本四〕忠信	〔本四〕橋辨慶	〔本四〕夜討曾我
〔本四〕禪師曾我	〔本四〕關原與市	〔准五〕烏帽子折	〔准五〕正尊
〔本四〕鉢木	〔本四〕攝待	〔本四〕俊寛 鬼界島	〔本四〕景清
〔本四〕弱法師	〔本四〕歌占	〔本四〕藤戸	〔本四〕善知鳥 烏頭
〔本四〕阿漕	〔本四〕通小町	〔本四〕女郎花	〔本四〕舟橋
〔本四〕錦木	〔本四〕松蟲	〔准五〕草薙	〔本五〕殺生石
〔本五〕鶴	〔准五〕雷電	〔本五〕飛雲	〔准五〕谷行
〔准五〕檀風	〔本四〕調伏曾我	〔本五〕鍾馗	〔本五〕熊坂
〔本五〕車僧			

〔本屬略牒。〕〔本四〕ハ本四番目、〔准五〕ハ准五番目、〔本五〕ハ本五番目。

【三番目諸曲】

——本三番物（本格の三番目は主として「蠶ノ舞物」なり）——

イ 野宮

イ 井筒

イ 夕顔

イ 佛原

イ 采女

イ 江口

イ 東北

イ 梅

イ 半菰

イ 芭蕉

（イ）定家

（イ）楊貴妃

（イ）二人靜

い 雪

（い）身延

（い）墨染櫻

ロ 千壽手

（ロ）住吉詣

ろ 草子洗

ろ 祇王

ろ 熊野湯谷

（ろ）松風

ハ 源氏供養

（ハ）大原御幸

ニ 鸚鵡小町

ニ 關寺小町

（ニ）檜垣

に 姨捨

ホ 誓願寺

（ホ）羽衣

ほ 杜若

ほ 藤

ほ 六浦

（ほ）遊行柳

（ほ）雲林院

（ほ）小鹽

へ 吉野天人

へ 胡蝶

イ乃至（ニ）は太鼓無く、（ロ）までいづれも序之舞物、そのうち野宮に破之舞も附く。（イ）の定家は後シテに異風あり、楊貴妃にはイロエ入り、二人靜はツレとの相舞。い（い）は色無

物で、殊に（い）は尼姿にて舞ふ（イの芭蕉も色無シであるが、それによる格別な變趣とては無い）。ロ（ロ）ろ（ハ）ニは現在曲、而して、千手（壽）と熊野（湯谷）とにイロエ入り、住吉詣は中之舞にも。ろ（ろ）は中之舞物で、祇王はツレと相舞して、更にシテの破之舞あり、松風にも破之舞が附く。それに引替へてハ（ハ）には舞無く、たゞ源氏供養にイロエ入るのみ。ニ（ニ）には重キ序之舞ある老女物、就中、關寺小町・檜垣・姨捨を三老女と稱する。にの姨捨以下は太鼓入で、（ほ）まで序之舞物なるうち、羽衣に破之舞、杜若にイロエあり、（ほ）三番はシテ男體、あとにへ二番のみ中之舞物となつてゐる。

——准三番物（本格の三番目ならぬも前項に准すべき曲）——

イ 吉野靜

ロ 木 賊

ハ 西行櫻

は 葛 城

ニ 龍 田

ニ 三 輪

イロは現在曲で太鼓無き序之舞物、但し、吉野靜は中之舞にもし、またイロエが入り、木賊は老女物に比肩する老翁の重キ舞。ハはニは太鼓入で、ハはが序之舞物なるうち、西行櫻はシテ男體、ニ二番は神樂物である。

——略三番物（他部屬なるを略宜に三番位へ置き得る曲）——

〔本四〕班 女

〔本四〕賀茂物狂

〔本四〕水無月祓

〔本四〕雲雀山

〔本四〕飛鳥川

〔本四〕玉葛

〔本四〕浮舟

〔本四〕三山

〔本四〕梅枝

〔本四〕富士太鼓

〔本四〕卷絹

〔本四〕室君

〔本初〕右近

〔本四〕初雪

〔本四〕鷺

〔本四〕雨月

〔本五〕當麻

〔本四〕攝待

〔本四〕卒都婆小町

〔本四〕砧

〔本四〕求塚

〔本四〕水無瀬

〔本四〕竹雪

〔本四〕鳥追舟

〔本四〕三井寺

〔本四〕櫻川

〔本四〕隅田川

〔本四〕柏崎

〔本四〕百萬

〔本四〕籠太鼓

〔本四〕花筐

〔本四〕蟬丸

〔本四〕弱法師

〔本四〕花月

〔本屬略牒。〕〔本四〕ハ本四番目、〔本初〕ハ本初番目ナル本脇能、〔本五〕ハ本五番目。

【四番目諸曲】

本四番物（劇味情味ある現在物は概ね四番目に屬す）

イ 三井寺

イ 櫻川

イ 柏崎

イ 隅田川

イ 蟬丸

イ 百萬

い 花筐

い 籠太鼓

（い）玉葛

（い）浮舟

（い）三山

口 班女

口 賀茂物狂

口 水無月祓

（口）雲雀山

（口）飛鳥川

ろ	高野物狂	(ろ)	土車	ハ	鳥追舟	ハ	竹雪
(ハ)	藍染川	は	水無瀬	は	求塚	は	砧
ニ	卒都婆小町	ホ	攝待	へ	俊寛 鬼界島	へ	景清
(へ)	弱法師	ト	藤戸	ト	善知鳥 鳥頭	ト	阿漕
(ト)	通小町	と	女郎花	と	舟橋	(と)	錦木
(と)	松蟲	チ	蘆刈	(チ)	小督	(チ)	仲光 満仲
ち	七騎落	ち	安宅	ち	春榮	ち	盛久
ち	木曾	ち	楠露	ち	櫻井	ち	元服曾我
(ち)	小袖曾我	リ	調伏曾我	又	禪師曾我	又	夜討曾我
又	橋辨慶	又	關原與市	又	大佛供養 奈良詣	又	忠信
又	錦戸	ル	咸陽宮	ヲ	邯鄲	ヲ	唐船
ヲ	三笑	ヲ	菊慈童 枕慈童	ヲ	枕慈童(觀・梅)	を	天鼓
を	梅枝	(を)	富士太鼓	ワ	卷絹	(ワ)	現在七面
わ	鱗形	カ	室君	か	初雪	ヨ	鷺
タ	雨月	た	蟻通	レ	歌占	ソ	綾鼓

ソ 戀重荷

そ 道成寺

そ 葵上

(そ) 鐵輪

ツ 望月

ネ 放下僧

(ネ) 花月

ね 東岸居士

ね 自然居士

(ね) 藤永榮

ナ 鉢木

イ(イ) いロ(ロ) は女物^{ヲシテモケルヒ}狂もしくは淮狂女、(い) も類似の妄執物^{マヤシシモノ}、ろ(ろ) は男物^{ヲトコモモケルヒ}狂。而して、いい(い) はカケリ物なるうち、櫻川と花筐と籠太鼓にイロエもあり、(イ) の百萬はカケリ無き代りイロエと立廻^{タテマヘリ}になつてゐる。ロ(ロ) ろは中之舞物^{チウノマヒモノ}で、飛鳥川以外の五番にカケリもあるが、(ろ) の土車のみは何の舞も無い。ハ(ハ) はニホも舞の無い色無物^{イロナシモノ}(但し碇^ヱと卒都婆小町にイロエ入るもあり、また求塚の前は色入^{イロイリ})、殊には三番は瘦女^{ヤセランナ}(觀世・梅若の碇^ヱは泥眼^{ヂイガン}物^{モノ}、ニは老女物^{ラウヂヨモノ}、ホは姥物^{ウバモノ}である。へ(へ) は異風曲で、景清と弱法師とは盲目物^{メクラモノ}、いづれも舞としては無いが、弱法師にイロエ入る。ト(ト) と(と) は黒頭^{クロガシラ}(女郎花のみ黒垂^{クロダシ})の執念物^{シツネンモノ}、中にもト(ト) は瘦男物^{ヤセヲトコモノ}で、善知鳥(鳥頭)に特殊のカケリ、阿漕に獨得の立廻^{タテマヘリ}(太鼓^{太鼓})、通小町と舟橋とに立廻、女郎花にカケリ、錦木と松蟲には黃鐘早舞^{ワウシヤハヤマヒ}がある。チ(チ) ち(ち) は男舞物^{ヲトコマヒモノ}で、蘆刈にはなほカケリもあり、(ち) は他と少し異なつて、小督の舞は破ガ、リ、仲光(滿仲)の舞は愁ひを含んでやゝ静かめ(流儀によつてこれも破ガ、リ)、(ち) の小袖曾我も破ガ、リ且つツレとの相舞^{アヒマヒ}でもある。リは前がちに類した現在曲ながら、後は特異な不動物^{フドウモノ}。

ヌルは斬組物で、夜討曾我と橋辨慶に立廻、關原與市にも斬組(働事)入ることあり、咸陽宮は莊重な眞ノ來序の出になつてゐる。ヲを(を)は樂物で、ヲは太鼓入り、を(を)は太鼓無シ、そして、富士太鼓の後半に狂氣を帯びるのが一特色。ワ(ワ)あの三番神樂物とりくに異趣あつて、卷絹は流儀により幣捨又は總(五段)、別に立廻又は破之舞の入るもあり、現在七面は後の蛇身より更に女體と變つて舞ひ、鱗形はまた中之舞(太鼓入)にも。力かは太鼓入中之舞物で、なほ室君にはツレの神樂が添ふ。ヨの鷺は亂之舞、タの雨月は眞ノ序之舞(立廻にも)。たソに立廻(太鼓入)、レにカケリ又は立廻があつて、蟻通は憑神物、歌占は憑狂物、綾鼓と戀重荷とは惡尉の怨靈物。そ(そ)も怨靈物として、道成寺と葵上とは般若の祈働、なほ道成寺の前に本曲獨個の亂拍子・急之舞あり、鐵輪は橋姫又は生成で働事無し。ツネは仇討物で、望月に獅子舞、それに子方の羯鼓舞がある。ネ(ネ)ね(ね)は通じて羯鼓物なるうへ、ね(ね)に中之舞もあり、また花月と東岸居士と自然居士を喝食物と呼ぶ。ナの鉢木は他に類を見ぬ一曲で、これに舞事も働事も無し。

—— 略四番物 (他部屬なるを略宜に四番位へ置き得る曲) ——

〔准三〕 吉野靜

〔本三〕 住吉詣

〔本三〕 草子洗

〔本三〕 祇王

〔本三〕 松風

〔本三〕 胡蝶

〔本三〕 吉野天人

〔准三〕 三輪

〔准三〕龍田

〔准三〕葛城

〔本三〕羽衣

〔本三〕小鹽

〔本三〕雲林院

〔准三〕西行櫻

〔本三〕遊行柳

〔本三〕墨染櫻

〔本三〕身延

〔本三〕雪

〔准三〕木賊

〔本三〕鸚鵡小町

〔本三〕檜垣

〔本三〕定家

〔本三〕二人靜

〔本三〕源氏供養

〔本三〕小大原御幸

〔本五〕當麻

〔本五〕融

〔本五〕須磨源氏

〔本五〕來殿妻戸

〔准五〕草薙

〔准二〕碓〔太鼓無太鼓入〕潛

〔本五〕殺生石

〔本五〕鵠

〔准五〕雷電

〔本五〕飛雲

〔准五〕谷行

〔准五〕檀風

〔本五〕皇帝

〔本五〕鍾馗

〔本五〕昭君

〔本五〕鶉飼

〔本五〕熊坂

〔准五〕烏帽子折

〔准五〕正尊

〔本五〕國栖

〔本五〕車僧

〔准初〕道明寺

〔本屬略牒。〕〔准三〕ハ准三番目、〔本三〕ハ本三番目、〔本五〕ハ本五番目、〔准五〕ハ准五番

目、〔准二〕ハ准二番目ナル准修羅物、〔准初〕ハ准初番目ナル准協能。〕

【五番目諸曲】

——本五番物（豪壯また爽快なる太鼓入の曲を本格とす）——

イ 鞍馬天狗

イ 善界

（イ）車僧

い 大會

(い)第六天	ロ 舍利	ろ 土蜘蛛	ろ 羅生門
ろ 大江山	(ろ)飛雲	(ろ)紅葉狩	ハ 船辨慶
(ハ)碓 潛(太鼓入)	は 項羽	ニ 一角仙人	ホ 安達原 黒塚
へ 龍 虎	ト 春日龍神	と 大 蛇	チ 國 栖
リ 小鍛冶	(リ)殺生石	(リ)鵲	又 鍾 馗
(ヌ)皇 帝	(ヌ)泰山府君	(ヌ)松山鏡	ぬ 昭 君
ぬ 野 守	ぬ 鶺鴒飼	(ぬ)熊 坂	ル 張 良
ヲ 絃 上	ヲ 融	ヲ 須磨源氏	(ヲ)當 麻
(ヲ)海 人	を 來 殿 妻 戸	(を)松山天狗	ワ 山 姥
カ 石 橋	ヨ 合 浦	タ 大瓶狸々	タ 狸 々
イ(イ)いの天狗物に、	(い)をも併せて大應見物と呼び、車僧以外には舞勵あり、なほ、		
善(是)界と大會とに立廻(太鼓入)入る。	ろろ(ろ)は普通鬼物と云はれる鑿物(紅葉狩は般若に		
も)、いづれも舞勵(飛雲は流儀により祈勵)なるうち、舍利には立廻(太鼓入)も入り、紅葉狩			
は前に中之舞があつて、その半ば過ぎより急之舞となる。	ハ(ハ)はは怪土物でやはり舞勵、		
但し船辨慶の前は別にイロエと中之舞とあり。ニの一角仙人は妖仙の異風曲で、ツレと相舞の			

樂（太鼓入）に子方（二）の舞働入る。ホの安達原（黒塚）は祈働（ヘンニヤセ）の般若物。ヘトとまた舞働あつて、龍虎は獅子口（テシシグチ）に（レ）黒髭（クロヒゲ）、春日龍神と大蛇とは黒髭物。チの國栖（オホトリビ）は大飛天物で働事無く、たゞツレの舞（下端又は樂）ばかり。リ（リ）は小飛天物で、小鍛冶にのみ舞働がある。ヌ（ヌ）はすべて小應見物、そのうち皇帝・泰山府君・松山鏡・昭君（寶・春）・野守に舞働あり、また皇帝はワキの出が真（シ）ノ來序（ライジヨ）。（ぬ）の熊坂は長靈應見（熊坂）で、小應見に類するが働事は無し。ルの張良は惡尉物（アクジャウモノ）、これもシテには働事無くて、ツレ（龍神）のみ舞働がある。ヲ（ヲ）を（を）いづれも早舞物（ハヤマモノ）であるが、なかに當麻と海人とは女體、來殿（妻戸）は前が雷電（准五番目）と同一、松山天狗に至つては後ツレ天狗數人出て舞働あり、他と著しく趣を異にする。ワの山（山）は特殊曲として獨得のカケリ（ハタラキともいふ）、カ（カ）の石橋は獅子舞（シマヒ）、ヨの合浦は舞働を舞ふ。タの猩々物二番、常は中之舞（太鼓入）なのを多く替舞（カヘヒ）の亂にする。

—— 准五番物（本格の五番目ならぬも前項に准すべき曲） ——

イ 草 薙

ロ 雷 電

ろ 谷 行

ハ 檀 風

は 烏帽子折

ニ 正 尊

イの草薙は三日月類（ミカヅキ）の荒神物（アラガミモノ）、ロろの雷電と谷行とは顰（シカミ）の鬼神物（キジンモノ）、ハの檀風は小應見（コベシミ）の不動物、それら（それら）いづれも働事は無い。はニ二番現在男物（オトモノ）なるう、烏帽子折の前が直面（ヒタオモテ）、後は長靈應見（チャウレイウベシミ）

〔熊坂^{クマサカ}〕で、子方とツレとの斬組^{サリグミ}（舞事^{マシ}）あり、正尊は前後とも直面、そして常は流儀により斬組有り無し二様ながら、小書又は機宜を以つて大抵その働事を入れる。

——略五番物（他部屬なるを略宜に五番位へ置き得る曲）——

〔准初〕輪藏	〔本四〕三笑	〔本四〕唐船	〔本四〕雨月
〔本四〕鷺	〔本三〕羽衣	〔本四〕室君	〔本四〕鱗形
〔本四〕現在七面	〔本四〕葵上	〔本四〕道成寺	〔本四〕綾鼓
〔本四〕戀重荷 重荷	〔本四〕藍染川	〔准初〕内外詣	〔本四〕望月
〔本四〕咸陽宮	〔本四〕調伏曾我	〔本四〕禪師曾我	〔本四〕夜討曾我
〔本四〕關原與市	〔本四〕大佛供養 奈良詣	〔本四〕鉢木	〔本四〕七騎落
〔本四〕安宅	〔本四〕木曾		

〔本屬略牒。〔准初〕ハ准初番目ナル准脇能、〔本四〕ハ本四番目、〔本三〕ハ本三番目。〕

以上で各曲の初・二・三・四・五番に配せられる順位部屬を、正・准・略の三様に賦して署別し盡した。

併し其中で特に「切能^{キリノウ}」と呼ばれるもの、及び「祝言能^{シツゲンノウ}」として五順位外に抽かれるものがあるから、それらに就いてなほ述べ足す要もある。

【切能・祝言能】

嚴正な意義の「切能」とは順演の結尾曲であつて、もはや其後に何一つ添ふべくもないの言ふ。而して通常は五番目物を終番とするけれども、翁附の如き本格の番組になると、五番位の後へなほ一曲祝言能を添へて終末とする。然るに「切能」を終番に置いたならば、たとひ翁附の場合たりとも、已にそれで以つて結了するのである。さういふ諸曲は既掲の部屬中に在るを本然とするが、流儀により又専ら切能たるのみなものも一二存する。左の如し。

——切能（順演の終番にて同位のまゝ祝言を兼ねる一曲）——

〔本五〕 猩々

〔本五〕 大瓶猩々

〔本四〕 枕慈童 菊

〔本四〕 枕慈童（觀・梅）

〔本五〕 石橋

〔本五〕 合浦

〔祝言〕 岩船（觀・梅）

〔祝言〕 金札（觀・梅）

右等は要するに曲自體祝言物なので、終番位に置かれ、ばそのまゝ「祝言能」となつてしまふわけである。

ところで、廣く「祝言能」とせられるのはなほ此他に、脇能物のうち適格曲を半能（後場のみ）の演式にして用ゐる。即ち既掲の外にかやうな別曲があるのではなく、既出の中から然るべく選り取らびるもの。それは翁附などの本格番組に、五番位が切能ならぬとき、その終後へ更に添へらるべき餘曲である。左の如し。

——祝言能（定順の終後に祝言として添へらるべき半能）——

〔本脇〕高砂

〔本脇〕弓八幡

〔本脇〕志賀

〔本脇〕淡路

〔本脇〕代主

〔本脇〕松尾

〔本脇〕養老

〔本脇〕御裳溜

〔本脇〕佐保山

〔本脇〕賀茂

〔准脇〕富士山（剛）

〔本脇〕嵐山

〔准脇〕岩船（寶・春）

〔准脇〕金札（寶・喜）

〔本脇〕吳服

〔本脇〕右近

祝言能はこれだけに限らず、時宜により爾餘の脇能物から採り得られるものもあり、それに、前項「切能」の諸曲が亦悉く加はることを承知しておくべきである。

先掲、略脇・略二・略三・略四・略五・祝言のやうに、或曲をばその本順位ならぬ異番位へ置くとき、該曲定常の演型が幾分か改められるものがある。それを詳しく述べては手間取り過ぎるから、主だつた事だけを簡単な一つ書きにする。

初番能とする場合……〔總じて嚴肅莊重となる〕

一 登場の順取を延べ（段敷を重ねるなど、例、多々）、或ひは其の形式を更へる（出端チハを下端サガリハにする類、例、吉野天人）、等。

一 舞事の奏調を變じ（黄鐘ワウシキを盤渉バンシヤにする如き、樂物ガクモノ・序之舞物ジョノマヒモノなど）、或ひは其の品種を轉ずる

(序之舞^{フクノマヒ}を神樂^{カク}にする類、例、葛城^{カキ})、等。

一 囃子^{ウチキリ}の手配を増し(常ノ打切^{ツネ}を上略^{ウチキリ}打切にする類、例、夥多^{オホタ})、或ひは殊さら手組を挿む(打切^{ウチキリ}を入れ、打掛^{ウチカケ}を聞くなど、例、多數^{オホタ})、等。

一 特に著しきは、面・装束^{オモテ}を替へるのもある(小飛天^{コトビテ}や顰^{シカミ}を大飛天^{オホトビテ}にする類、例、合浦^{カキ}・小鍛冶^{コタテ}・雷電^{ライデン}。若女^{ワカメ}や小面^{コオモテ}を増に、また腰巻^{ヨシマキ}を大口^{オホクチ}に、唐織^{カラオリ}「壺折^{ウツマヅリ}」を長絹^{チャウケン}や舞衣^{マヒサズ}になど、女神物^{メカモノ}。唐織^{カラオリ}(壺折^{ウツマヅリ})を法被^{ヘッビ}「肩脱^{カタク}」にする如き、慈童^{オホコ}・童子^{ドウコ}の樂物^{ガクモノ})。

三。番目能とする場合……「概して端正幽玄となる」

一 登場の手順や様式を變へる(四五番目物には段取を延べ、脇能物ならば眞ノ次第^{マコノダイ}を常ノ次第^{ツネノダイ}にし、狂女物^{キヤウメモノ}は一聲^{イツセイ}の狂女越^{キヤウメコシ}を本越^{ホンコシ}にする如き)、等。

一 舞事の品級を高く又は重くする(中之舞^{チウノマヒ}を序之舞^{フキノマヒ}にする類、例、班女^{ハンメ}。正副二様あるものは正方に依ること、例へば、雨月に立廻^{タテマハリ}を避けて眞ノ序之舞^{マコノマヒ}を採り、卒都婆小町^{ソトバコマチ}・砧^{シジミ}のイロエを入れる)、等。

一 囃子^{ウチキリ}の組ミ配りを整へ加へる(有るべき打切^{ウチキリ}は略せず、常には無き打切^{ウチカケ}を入れ、打掛^{ウチカケ}を聞くなど、例、多數^{オホタ})、等。

一曲により時として、特に装束^{オモテ}を替へることもある(狂女物^{キヤウメモノ}の水衣^{ミツゴロモ}を唐織^{カラオリ}「脱下^{ダツゲ}」にする類)。

四。番。目。能とする場合……〔前項とは凡そ逆に向ふ〕

一 登場の手順や様式を變へる（三番目物には段取を約め、脇能物ならば眞ノ一聲を常ノ一聲にし、鬘物は一聲の鬘越を本越にする如き）、等。

一 舞事の品級を低く又は軽くする（正副二様あるものは副方に依り、序之舞を避けて中之舞を採る類、例、吉野靜・住吉詣、また鬘物のイロエを省くこともある）、等。

一 囃子の組ミ配りを鋤き減らす（有るべき打切を略し、打掛も聞かずなど、例、多數）、等。

一 一曲により時として、装束の一部を替へるものもある（鬘物の襟、白二ツを白・赤または白・淺黃にする類）。

祝言能とする場合……〔並べて濶達俊捷となる〕

一 ワキの登場が、脇能では眞ノ次第なるをも常ノ次第にし、且つ段取を約める。

一 シテの登場に、出端と早笛と兩様あるものは、早笛の方を採る。

一 待謠の無い曲にも、特に待謠を附けるものがある。

一 ワキの装束は、脇能での謂はゆる大臣姿に着けず、風折烏帽子に長絹または單狩衣（同ツレは鬘斗目に素袍上下）の仕立となる。

以上で大體の目安は附くであらう。

順配の式則

演能番組は五曲配列を本則として之れを「五番立」^{ペンダテ}と稱へ、各番に初・二・三・四・五の五部屬諸曲があるのだから、それら所定順位のままに一曲づゝ配列しさへすれば、それで初番に脇能物を置いたる所謂「脇能立」^{ワキノウダテ}となつて、まづ一應の標準番組が出来上るわけである。

併し、そのうち本番物の代りに略番物を充てる手法もあり、また曲數を増減して「六番立」「七番立」とか「四番立」「三番立」とか。殊に減番では必ずしも「脇能立」たるを要せず、初番を修羅物とする『修羅立』^{シュラダテ}や、初番を狂女物とする『狂女立』^{キヤウメダテ}などもあるので、さうした種々の様式に涉つて考案するときは、そこに數の異なつた番組が作られることになる。

さやうな種々の番組を實際考案するに方つて、各順位諸曲が支障無く按配せられるのには、その具體的原規を如何に心得べきや、先づそれから述べて行くとせう。

脇能物

一 五番以上の番組には必ず脇能物を入れるべく、それには努めて本脇能を用ゐるやうにし、略脇能は止むを得ぬ場合に限ることとする。

一 本脇能を一曲入れるときは必ず初番に、二曲（もしくはそれ以上）用ゐるとき（六番以上の

番組に)は其中一曲を必ず初番に置く。

一 四番以下、とても脇能物を入れたいが、又必ずしも用ゐないで宜く、殊に三番以内では修羅立や狂女立が纏まり易い。

一 脇能物を全く別個に半能の祝言として終番に置かれるが、其種の番組は總じて五番以上なるべく、且つ初番に必ず本脇能が在らねばならない。

修羅物

一 他番位へ置替へる融通の最も利かない曲である。

一 五番以上の番組には、必ず二番目へ修羅物を入れるのが正式、併し止むを得ずば略二番物に代へられる。

一 五番立番組に於いて、修羅物は二番目以外へ置かれない。

一 修羅物を二曲(もしくはそれ以上)用ゐるとき(六番以上の番組に)、其中一曲は必ず二番目に置くを要す。

一 四番以下とても二番目を正位とし、たゞ一つ初番に置かれる特式の修羅立あるのみ。

一 修羅物は一般に終番へ置かれぬが、三番以下の番組には此の限りでない。

本三番物

一 五番以上の番組には必ず本三番物を一曲以上入るべく、乃ち、五番立ならば三番目へ一曲、六番以上ならば三番目又は四番目へ一曲と、他位へ一曲以上を置く。

一 五番立番組に於いて、本三番物は三番目以外へ置かれる。尤も、別に略脇能又は略四番目として、その配位に居ることはあり得る。

一 四番以下の番組には、修羅立や狂女立の如き特式のとき、本三番物は二番目または三番目へ置かれる。

一 三番以下の番組でなくては、本三番物は初番に置かれる。但し、略脇能としてその配位を占めるのは別である。

一 極度の寡曲番組（二番立の如き）ならざる限り、本三番物を終番に置いてはならぬ。

本四番物

一 五番以上の番組には必ず本四番物を一曲以上入るべく、乃ち、五番立ならば四番目へ一曲、六番以上ならば四番目又は五番目へ一曲と、他位へ一曲以上を置く。

一 五番立番組に於いて、本四番物は四番目以外へ置かれる。尤も、別に略脇能や略二番目や略三番目として、その配位に居ることはあり得る。

一 四番以下の番組に在つては、狂女立の如き特式のとき初番へ置かれるが、それ以外では二番

目以下とする。但し、略脇能としてその配位を占めるのは別である。

- 一 五番以上の番組に本四番物は終番に置かれず、たとひ略五番物たり得る曲とても許されない。
- 一 四番立番組には本四番物を終番に置き得るが、それとて略五番物にもせられる曲に限る。
- 一 三番以下の番組ならば、本四番物を終番にも置き得る。

本五番物

- 一 順位配置の最も局限せられた曲である。
- 一 五番以上の番組には必ず本五番物を一曲以上入るべく、乃ち、五番立ならば五番目へ一曲、六番以上も亦必ず終番に一曲据ゑ、他位へ一曲もしくは一曲以上挿むこともある。
- 一 四番以下とても終番には本五番物入るを良しとするが、止むを得ずば略五番物にも代へられる。

- 一 五番以下の番組に於いて、本五番物を終番以外へ置いてはならぬ。但し、略脇能としてその配位を占めるのは別である。

- 一 三番以下の番組にも本五番物は終番以外へ置かれず、たとひ略脇能や略二番物たり得る曲とても許されない。

- 一 右項の要旨を言換へれば、三番以下の番組に入れる本五番物は、唯一曲を終番とするに限る。

との事になる。而して又更に言進めると、三番以下の番組に於いては、敢へて本五番物を入れないでも宜く、なほ、終番に略五番物も置かず済む。(つまり、本五番物が入るときは必ず終番へ一曲といふ、前項の要旨に觸れてくるからである。)

大體以上の綱領を辨へたうへは、いよ／＼實地に諸種の番組編成を求める段取となる。

◇五番立番組の規式 最初に擧げようとするのは諸種番組の基準たる「五番立」で、まづ暫らく翁や祝言を別視した正味の五演曲配列を目指す。(真向きの順序としては『翁附・祝言能組』から始むべきところ、それは却つて當面の會得に紛淆を招く恐れあるので後項に譲つた。)

この五番立を定順位の本番物ばかりで組上げたなら、それは言ふまでもなく最も正式な真中、真とすべき番組になり、それより何かの曲を略番物に挿替へる程度に随つて、行・草の大別と更にその各々に、眞行草を小分した諸細式も成立つ。

以下はさうした次第づけに依り、眞行草細別の作式示表である

表中、本初は本初番物の意で即ち本脇能のこと。「准初(准脇能)・准二(准修羅)・准三・准五の准番物は混雜を慮つて記さぬが、それらは本番物と略番物との中間、と云ふより寧ろ本番物の方に近く取做して宜い。」

こゝに五番立番組としては、先に記した原規に照らして『脇能立』のみと定まる。

(1)	本初	本二	本三	本四	本五……………真式ノ真
(2)	本初	本二	本三	略四	本五……………(甲)
(3)	本初	略二	本三	本四	本五……………(乙)
(4)	本初	本二	略三	本四	本五……………(丙)
(5)	本初	略二	本三	略四	本五……………(甲)
(6)	本初	本二	略三	略四	本五……………(乙)
(7)	本初	略二	略三	本四	本五……………(丙)
(8)	略初	本二	本三	本四	本五……………行式ノ真
(9)	略初	本二	本三	略四	本五……………(甲)
(10)	略初	略二	本三	本四	本五……………(乙)
(11)	略初	本二	略三	本四	本五……………行式ノ草
(12)	略初	略二	本三	略四	本五……………草式ノ真
(13)	略初	本二	略三	略四	本五……………(甲)
(14)	略初	略二	略三	本四	本五……………(乙)
(15)	略初	略二	略三	略四	本五……………草式ノ草

右表のうち(4)(6)(7)の如く、略三を本初（本初）の据ゑられた番組に入れるのは、萬止むを得ぬ場合に限るので、嚴格には行草式に墮つるものともせられる。また本初は眞式の標幟であるから、それを略初に代へれば一齊に行草式と目せねばならぬ。而して五番立は本則の曲數なので、せめて終番の本五は固守したいが、萬止むを得ず略五を用ゐるにしても、それは行草式の内に置くべく、殊に(1)(2)には絶對禁制である。

なほ注意すべきは、略二・略三に本四番物が多いから、それらが後次の本四曲と衝突せぬやう、同様に略四は本三・本五番物が多いから、その前後なる本三曲・本五曲と衝突せぬやう。更に略三―略四と續くものは、實曲の選び方が拙いと本四―本三の逆位になりがちで、すると引いて本三―本五と續下し、甚だ厭はしい結末に陥る。

◇四番立番組の規式 次に實利用の多く且つ廣い「四番立」（四番立）、それは配列に數々異なる様式あるのが便宜さ所以で、就中主なもの『協能立』と『修羅立』との二類とする。

——協能立——

この組立は初番に本協能を据ゑるのが常法である。

- | | | | | | |
|-----|----|----|----|---------|----|
| (1) | 本初 | 本二 | 本三 | 本五……(甲) | 眞式 |
| (2) | 本初 | 本三 | 本四 | 本五……(乙) | |

(3)	本初	略二	本三	本五……(甲)	行式ノ眞
(4)	本初	本三	略四	本五……(乙)	
(5)	本初	本二	略三	本五……(甲)	行式ノ草
(6)	本初	略三	本四	本五……(乙)	
(7)	本初	本二	本四	本五……	草式ノ眞
(8)	本初	略二	略三	本五……(甲)	
(9)	本初	略三	略四	本五……(乙)	草式ノ行
(10)	本初	略二	略四	本五……	草式ノ草

右表各配列の本初は能ふ限り存留すべく、これを略初に代へがたいけれども、止むを得ぬ場合の注意として、略脇には本五・本四番物が多いから、終番の本五曲と衝突させぬは勿論、次後の略二・略三・本四諸曲とも衝突しないやう。同様に終番の本五もなるだけ据置くに努め、止むなく略五を用ゐるときは、前なる本四曲や略二曲との衝突を避けしめねばならない。

併せて注意すべきは、(4)の本三―略四、(6)の略三―本四、(8)の略二―略三、それらが互に衝突せぬやう。また、(3)の略二―本三、(9)の略三―略四、(10)の略二―略四、これらは顯著に本四―本三の逆位を露呈しないやう、但しそれが或程度までならば、實曲の取合はせ鹽梅

で許される。

——修羅立——

この組立は初番に修羅物(本二番物)を置くこと定法である。

(1) 本二 本三 本四 本五……………真式

(2) 本二 本三 略四 本五……………(甲)行式

(3) 本二 略三 本四 本五……………(乙)行式

(4) 本二 略三 略四 本五……………草式

右表の初番なる本二を略二に代へれば、そこには概ね本四番物が据わるから、すると『修羅立』でなくて『四番物立』、そして、その多くは『男物(直画)立』となるであらう。さういふ立方も次准様式として認められはするが、この四番立番組には好ましからず、それより寡曲の三番立や二番立に向くものである。然し都合により略二を用ゐるならば、後なる本四・略四・本五諸曲と衝突せぬやう擇ばねばならぬ。

また(2)の本三―略四や(3)の略三―本四が互に衝突しないやう。なほ(4)の略三―略四が恰も本四―本三なる如き、逆位を露顯せぬやう注意を要する。尤もそれは實曲の取合はせにより、程度次第で許されるもあること既記の通り。

備考。「一」『脇能立』及び『修羅立』の四番立番組に、その二番目へ本四番物を置き得ることは、それが略二曲ならば脇能立(3)(8)(10)に、略三曲ならば同(6)(9)や修羅立(3)(4)に應合する。なほまた場合によつて必要あらば、それら以外の本四番物でも差支へぬこともあるが、その次位に直ぐ本四曲の續かぬやう留意すべきは言を俟たない。「二」汎く四番立の番組に於いて、初番に本三番物を置くことは嚴禁である。たゞ其曲が略脇能たり得るなら、幾分か許される餘地はあるけれども、それとて能ふ限り避けるに若かず、さうして他部屬からの略脇能を採るを可とする。

◇三番立番組の規式 現今實際に最も多く又廣く利用せられて、中央地方とも各流常會の通型となつた觀ある「三番立」、これには『脇能立』及び『修羅立』とそれに對等の『狂女立(四番物立)』と、この三類が主な様式である。

脇能立

これも初番に本脇能を据ゑること正法とせられる。

- | | | | |
|-----|----|----|---------|
| (1) | 本初 | 本三 | 本五……(甲) |
| (2) | 本初 | 略三 | 本五……(乙) |
- 眞式

(3) 本初 本四 本五……(甲)

行式

(4) 本初 略四 本五……(乙)

(5) 本初 本二 本五……(甲)

草式

(6) 本初 略二 本五……(乙)

右表の本初を略初に代へても宜しく、實用には其方が便利である。然し略脇に本五・本四番物が
多いから、終番の本五曲と衝突させぬは固より、中番の諸曲とも衝突しないやう警戒を要する。

終番の本五も略五に代へ得られ、なほ(1)(2)(3)(4)の終番を略二曲にも、(1)(5)の
終番を本四曲にもできるが、それらの替曲もなるべく略五番物に通ふものでありたい。但し、初番
に略脇を置いた場合には、終番に略五や略二や本四を避けるが良く、それは初番の略脇曲と衝突し
がちだからである。

其他に注意すべきこと、(4)の略四と本五とを衝突させないやう。なほ、(2)の略三―本五や
(6)の略二―本五また(4)の略四―本五は選曲が拙いと、(3)の本四―本五また(1)の本三
―本五と何の差別も無くなるであらう。

修羅立

これが初番は専ら修羅物(本二番物)に限定せられる。

(1)	本二	本三	本五……………	真式
(2)	本二	略三	本五……………(甲)	
(3)	本二	本四	本五……………(乙)	行式
(4)	本二	略四	本五……………	草式

利用度の最も廣般な三番立のうちにも、取別き『修羅立』は實使の便多く、極めて重寶な一要式である。而して此の初番を本二に限る理由は、略二だとそこに概ね本四番物が据わり、それはそれで別に『四番物立』と呼ぶ一主式を成すからであり、なほ他面に於いて略二の爾餘若干は本五番物なので、それらが終番の本五と間近なのを厭ふにも因る。

また右表に對する注意として、(4)の略四と本五と衝突しないやう。更に、(2)の略三—本五が(3)の本四—本五と、(4)の略四—本五が(1)の本三—本五と、それ／＼判然たる差別の附くやう、選曲を能く吟味せねばならぬ。

終番の本五は略五に代へても宜く、なほ(1)の終番に本四を用ゐても構はないが、それもなるべくは略五番物を兼ねる曲が望ましい。

狂女立
(四番物立)

これは初番を本四番物とするに狂女物を代表に置く。

(1) 本四 本三 本五……………真 式

(2) 本四 略三 本五……………(甲) 行 式

(3) 本四 本二 本五……………(乙) 行 式

(4) 本四 略二 本五……………草 式

前項『修羅立』に於いて既に述べた通り、その初番たる本二を若し略二に代へるならば、それは概ね『四番物立』を表はすことにならうし、また若干爾餘の本五曲が來べきを避けねばならぬので、別に引離して此の一式を立てるわけである。

斯く別立して、初番を直裁に本四番物と打出せば、略二ならざる曲も正面に着座し、これが寧ろ此の番組の異彩を發揮する所以なので、その代表として第一に狂女物を推立てることにより、茲に『狂女立』の統名の下に一式を包括せしめる。けれども、それは嘗に代表統名に過ぎないのであるから、他に多くの男物(直面)に依る組立も立派に推出され、乃ち亦そこに『男物立』オトモノダテといふ第二の要式を現はす。

さて、翻つて右表に就き注意すべきは、(2)の本四―略三や、(4)の本四―略二が互に衝突せぬやう。また、終番の本五は略五に代へても差支なく、なほ(1)(2)の終番に略二曲も用ゐ得る

が、それらはとかく初番の本・四曲と衝突しがちだから、採曲に周到の慮りを廻らさねばならない。

◇二番立番組の要則　僅二曲のみでは番組らしい恰好を具へないけれども、實地催演に屢々用ゐられるものであるから、簡略にその配合要則を述べるとせう。

協能立諸式――

一、初番は本・初又は略・初。

二、終番は本・五・略・五・本・四・略・四・本・二・略・二のうち、なほ採用する曲柄によつては略・三又は本・三にも。

修羅立諸式――

一、初番は本・二、即ち修羅物に限る。

二、終番は本・五・略・五・本・四・略・四のうち、なほ採曲によつては略・三又は本・三或ひは略・二にも。

男物・略二番物立――

一、初番は略・二、取別き男物（直面）。

二、終番は本・五・略・五・本・四・略・四のうち、なほ採曲によつては略・三又は本・三にも。

鬘物・本三番物立――

一、初番は本・三、取別き鬘物。

二、終番は本五・略五・本四・略四・本二・略二のうち。

狂女物・四番物立——

一、初番は本四、取別き狂女物。

二、終番は本五・略五・本二・略二のうち、なほ採曲によつては本三にも。

以上の配合いづれにも、終番に本初を据ゑる示條の無いのは、それが絶對不可といふわけがなく、能ふ限り避けるを良しとする含みである。併し賀會の如き格別な場合には、終番を祝言物とせんが爲に、其曲を本初中から取ることもあり得る。さうした特殊な組立の終番本初に應ずる初番曲は、本二・本三・本四・略二・略三の中より擇ぶべく、なほ曲柄により略四もしくは略初からも採られようが、略初に通はない純一の本五曲を沮むと共に、本初曲は全然重複の故に嚴禁たるは言を要しな。

◇多數曲番組の要則　六番以上の多曲立は能組として實用度に乏しいから（素謡・囃子・仕舞に）は然うでもないが、配合要則もたゞ概略を摘むことにした。

六番立——先項に掲げた「五番立」の二番目以後・終番以前に、いま一番を適當に挿入するので、その仕方には本章の初めに記した原規を參酌して、選曲や配置を宜しく案出すべく、なほ此の番立に即する用心として、左に若干の簡條を附添へる。

- 一 初番に能ふ限り本、初曲を置くこと。
- 一 本二（修羅物）は一曲に限ること。
- 一 終番には必ず本、五曲を据ゑること。
- 一 何番目かに本、三及び本、四を各、一曲又は二曲必ず入れること。
- 七番立——前項と同様の要領で、「五番立」の中へ更に二番を挿入すべく、それにも本章初記の原規を參酌すると共に、此の番立に即する用心の簡條若干左の如し。
- 一 初番に能ふ限り本、初曲を置くこと。
- 一 本二は「六番立」と同じ配置の一曲限りなるべきこと。
- 一 終番には必ず本、五曲を据ゑること。
- 一 何番目かに本、三及び本、四各、一曲以上を必ず入れること。
- 一 本、五を終番以外へも一曲入れ得るが、それは略番物を兼ねるものたるべきこと。
- 八番以上ノ組立——配列の要條は大様左の如し。（本項には行文の便宜上、本番物と略番物とを區別せず、單に初番目物・二番目物・三番目物・四番目物・五番目物として、それ／＼「初」「二」「三」「四」「五」の略牒を用ゐた。）
- 一 「初」「二」「五」の曲數は略ぼ同等とし、「三」「四」よりも必ず少なかるべきこと。

- 一 「三」の曲数は「四」と同等又は以下なるべく、斯くて「四」が最も多きに上り得ること。
- 一 「初」のうち一曲（本、初に限る）は必ず初番に居るべきこと。
- 一 「初」が中間に置かれるときは、それより下位に必ず「三」か「四」かを入れること。
- 一 「初」の曲々を連接させないこと。
- 一 「二」のうち一曲（本、二に限る）は必ず二番目に居るべきこと。
- 一 「二」の曲々を連接させないこと。
- 一 「三」は必ず四番目（又は五番目）以前・乃至中位以前と、中位以後とに入ること。
- 一 「三」は決して終番又は終番直前に置かれぬこと。
- 一 「三」を三曲以上連續させないこと。
- 一 「四」のうち一曲（本、四に限る）は必ず中位以後に入るべきこと。
- 一 「四」が二曲以上入るときは、うち一曲を必ず終番直前に置くこと。
- 一 「四」を四曲以上連續させないこと。
- 一 「五」のうち一曲（本、五に限る）は必ず終番に据うべきこと。
- 一 「五」が中間に置かれるときは、それより下位に必ず「三」及び「四」を入れること。
- 一 「五」の曲々を連接させないこと。

◇特殊催演の式番組

典儀・歳禮・慶祝・悼弔など特殊の催演には、その趣旨を具有した適曲を選択按配するに、これを「式番組」と稱へて慎重に扱ふ。併し精しい説明の餘裕を有たないので、主眼の事柄のみを簡約して記すに止どめる。

翁附式番組

慶弔には仍らず重大な又は格別な典禮、さなくとも歳首の初催會などに、演奏の冠曲として翁を附けるものは是れである。

一 翁の次なる脇能として、能ふ限り本初曲を置くべく、萬止むを得ず准初や略初曲を用ゐるにも、僧ワキ物は絶對禁制である。

一 本脇能に於いても、ワキの次第の出が禮脇となり、シテの出も常ノ一聲たるものは眞ノ一聲にし、略脇能の名宣ワキは置鼓で登場する。

一 定曲順演の終後に祝言能を添へる。(法會や弔儀には不用。)

常般賀式組——次項次々項の如く限定せられず、尋常一般の祝賀に當てる式番組のこと。

一 初番はなるべく本初ノの神物ヲを採り、若し略初にすると僧ワキ物を避けて、小鍛冶・國栖・咸陽宮・張良・草子洗・吉野天人・羽衣・木曾・鷲のやうな慶曲を擇ぶ。(菊慈童・枕慈童も良いが、これらは壽齡賀の方に最も適切である。)

一 祝言能を添へる立前の上になほ、終番には本五の慶曲を置くべく、二三四番目物に就いても

同様の留意が望ましく。

一 終後に祝言能を添へること本則であるが、曲數の都合などに依つて省略するならば、終番の本五そのまゝ祝言物（即ち純粹の切能）たるやう選曲する。

婚儀賀式組——嫁入や婿取の婚姻賀儀を彩どる式番組の立てやう。

一 初番に最好の曲は高砂、然し又他の慶曲例へば鶴龜（月宮殿）・玉井・吳服・右近・菊慈童・枕慈童・吉野天人の類を用ゐ、高砂を祝言能として添へるのも結構。

一 初番組はもとより二三四五番目物も、採擇に細心周到の吟味を盡し、苟くも禁忌に觸れてはならぬ。

一 本格に組立てるなら祝言能を添ふべき筈のところ、終番を直ちに祝言切能（猩々・菊慈童・枕慈童・石橋の如き）とする方が實情に合ふやうである。

壽齡賀式組——還曆・古稀・喜字・大誕・米齒・白算など、長壽延齡の賀儀に寄せる式番組を立てるとき。

一 初番は本初曲なるを本則として、中にも高砂・養老・老松・寢覺・鶴龜（月宮殿）・東方朔・西王母の類殊に適切、また略初曲ならば菊慈童・枕慈童が最佳。

一 二三四五番目物の事、及び終番・祝言・切能の事、前項「婚儀賀式組」に就いて記した旨意

同斷。

法事弔式組——追悼法要の弔事に供へる式番組の選曲。

一 初番に本初、の適曲は乏しく、やうやく放生川くらゐのところ、よつて准初からでは道明寺・輪藏の二曲頗る恰好。併しそれよりか多く使はれるのは、略初曲ながら海人を最とし、亞いで鵜飼・室君・當麻・雨月・山姥などであるが、これらは概ね本番組として更に其用を増す。

一 本二曲では朝長が尤一、なほ、經政・通盛・清經・實盛も屢。本三及び准三曲は大半採り得られる中にも、野宮・夕顔・佛原・江口・定家・身延・墨染櫻・源氏供養・大(小)原御幸・誓願寺・遊行柳・木賊、それに老女物も適當。

一 略三から本四曲の間では、柏崎・隅(角)田川・百萬・浮舟・高野物狂・土車・水無瀬・砧・卒都婆小町・攝待・景清・弱法師・藤戸・通小町・天鼓・梅枝・現在七面・室君・初雪・葵上・道成寺・東岸居士を屈竟とする。

一 本五又は准五乃至略五の諸曲に互つては、舍利・春日龍神・鍾馗・泰山府君・鵜飼・融・須磨源氏・當麻・海人・山姥・谷行・檀風・輪藏・雨月・現在七面・道成寺などのうち、取別き鵜飼・融・海人が最も繁く用ゐられる。

○慶曲・弔曲・禁忌

如上、慶弔諸式の組立に就いて述べた内に、既に若干の實曲目をも挙げたところを、茲に補ひ且つ纏めて註し添へる。

慶曲と禁忌

——〔本初〕大方慶曲ではあるが、惡尉樂物はあまり用ゐず、多くは既掲諸曲と他に

舞働物を探る。〔略初〕概ね既掲諸曲の範圍内。〔本二〕勝修羅を主とするので、爾餘に適曲は

甚だ乏しい(殊に朝長は禁物)。よつて〔略二〕より直面男物を迎へるに、取別き男舞物が佳く

(但し仲光は禁物)、其中にも元服會我は元服や家督の祝儀に至妙である(烏帽子折も同斷)。

〔本三・准三〕特に恰好のものは尠ないので、常識的にまづ無難な曲を選べば宜く、一方に禁忌

(概ね弔曲として既出)を避けるやう留意する。〔略三〕〔本四〕これらも本三・准三と略同様に

心得べく、尤も男舞物は大方慶曲に當てられる。そこで禁忌の側を指すと、これは既掲の弔曲

と其外にも、蟬丸・玉葛・三山・竹雪・藍染川・求塚・俊寛(鬼界島)・善知鳥(烏頭)・阿漕・

女郎花・舟橋・松蟲・仲光(満仲)・調伏會我・錦戸・歌占・綾鼓・戀重荷・鐵輪などである。

〔本五・准五〕適曲はおよそ半數くらゐで、そのうち取立て、抽出せば、鞍馬天狗・羅生門・

國栖・小鍛冶・張良・石橋・合浦・大瓶狸々・狸々・烏帽子折。この反面に禁忌は弔曲(既出)

の悉くには互らぬが、まづ觸れぬやう用心するに若くはなく、そして其外になほ、船辨慶・

碇潛・項羽・松山鏡・熊坂・松山天狗・雷電の如き避ける。

弔曲と禁忌——弔式に當てらるべき適曲は、先項その名目を順位部屬に隨つて既に挙げ済ましたから、もはやこゝに再記の要は無い。それで、全般の締括りに一言すると……、弔曲は賀式に適ならず、慶曲は弔式に適まらない。さりとて逆に、弔式の禁忌が慶曲なりとは定められず、賀式の禁忌が必ずしも弔曲ではない。詮ずるところ弔式には、成佛得脱の旨義を盛りたる曲、念佛稱名の辭句に富んでゐる曲を尙び、而も、痛恨陰慘に終始する純悲劇曲を厭ふのである。

○番組・能組・書式 嚴格な意味で「番組」と言ふのは、能と狂言とを交互一番ヒツガにして組む、との原義に由つてゐるのである。故に例へば、五番立に祝言能の添つた番組では、能と能との間に狂言一曲づゝ、都合五番（祝言能を略した番組には狂言四番）挿入するを要し、この正型に外れて狂言曲數の不足してゐるものは、「能組」と呼ばるべきが本當なのである。併し普通一般、組立の如何に仍らず「番組」と云慣はしてゐるから、本稿も便宜のまゝ其稱を用ゐて來たのであつた。

そこで本格の「翁附番組」を一實例によつてその體裁を紹介すると（挿版參看）、これは弘化五年二月より江戸筋違橋門外にて寶生太夫興行の『一世一代勸進能（晴天十五日間）』に於ける最終日の立方で、冠頭に翁を附けて脇能は帝王物の鶴龜（本初）、次に脇狂言の麻生、二番目には勝修羅田村（本二）、次は二番目狂言苞山伏、三番目鬘物として羽衣（本三）、次の雜狂言に右近左近、四番目は唐人物の唐船（本四）、次も雜狂言腹不立、五番目の鬼物に紅葉狩（本五）、そのあと切狂言福ノ神、

結尾に祝言能狸々(本五・切)を添へて満了となる。

書式も現示の通りかやうに、翁の太夫及び囃子方は脇能の演者と同人ゆゑ、翁の箇所へそれらの役名は載せず、下方に面箱持と三番叟と千歳とだけを並記する。脇能以下に對しては、曲名の右傍下ガリにシテ(鶴龜乃至狸々の如く)、更にその右稍低くツレ(鶴龜・唐船・紅葉狩・狸々)又は子方(唐船の如く)、なほツレの多いものは曲名の左側へも割り出す(紅葉狩・狸々の如く)。曲名の真下へワキ(鶴龜乃至狸々の如く)、その左右に少し下げてワキヅレ(鶴龜・田村・羽衣・紅葉狩の如く)、(ワキヅレ一人ならば左側へのみ書く)。ワキの下方へ囃子方を二段に列べて、上段右寄りに大鼓方左寄りに小鼓方(鶴龜乃至狸々の如く)、下段右寄りに太鼓方左寄りに笛方(鶴龜・羽衣乃至狸々の如く)、併し太鼓の無い曲では下段中央に笛方ばかり(田村の如く)。而して、翁に限り小鼓方三人出るので、頭取(主役)を中に挟んで左右へ脇鼓(副手)を配る(これは鶴龜の役名部域に見る如く、脇能の囃子方位置に書かれるが、脇鼓は翁が了れば退場し、頭取のみ残つて脇能を勤めるのである)。小書(異常

The image shows a page of musical notation for a Noh play, likely from a manuscript or a printed score. The notation is written in Japanese characters and includes various symbols and markings. The page is divided into several columns, each containing a different part of the score. The notation is dense and appears to be a traditional form of musical notation used in Noh theater. The page number 227 is visible in the bottom left corner.

演式名) あらば該曲の左裾に附記し(鶴龜の「曲入」^{クセイリ}や猩々の「七人」^{シチニン}特ニ「七人猩々」の如き)、また間、狂言役は其能の左方に下げて記入する(鶴龜・田村・唐船・紅葉狩の如く)。斯くて次なる狂言へ移り、その曲名の下方へ役名を二段に分けて、上段へはオモ(シテ)、下段はアドである(麻生乃至福ノ神)。祝言能はその曲名の肩に「祝言」と小記する(脇能物を用ゐるとき)規定であるが、曲柄によつて(切能物を用ゐるとき)は肩書を省略するも宜い(猩々の如き)。また、祝言能を添へずば尾能の後に狂言が無く、たゞ「附祝言」^{ツケ}と未書する。これは祝言能の代りに祝言小謠を謠ふ(地謠ニテ)のを示し、若し尾能自體が祝言物(即ち純粹の切能)なるときは、附祝言の要も無いこと説くべし。

【了】